

「当座預金」商品概要説明書

【平成22年10月1日現在】

| | |
|--|---|
| 1. 商品名 | ■ 当座預金 |
| 2. 販売対象 | ■ 法人および個人(法律上の行為能力を有する方) ■ 手形交換所の取引停止処分中でない方 (ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります。) |
| 3. 期間 | ■ 期間の定めはありません。 |
| 4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 | ■ 随時お預け入れができます。 ■ 1円以上 ■ 1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ■ 随時払い戻しができます。 ■ 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合にお支払いします。 ■ 当金庫が交付した約束手形用紙または小切手用紙を使用した場合、預金業務を営む金融機関が交付した為替手形用紙を使用した場合に限り支払います。 |
| 6. 利息 | ■ 利息は付きません。 |
| 7. 税金 | ■ 税金はかかりません。 |
| 8. 手数料 | ■ 小切手帳および約束手形・為替手形等の発行にあたっては当金庫所定の手数料がかかります。 (マル専当座については当座開設手数料と手形用紙発行手数料がかかります。詳しくは「手数料一覧」をご覧ください) |
| 9. 付加できる 特約事項 | ■ 「当座貸越」のお取扱いができます(当座貸越の開設には当金庫の審査があります。貸越利率については窓口でお尋ねください。) |
| 10. 中途解約 時の取扱い | |
| 11. 金利情報 の入手方法 | |
| 12. 苦情処理措 置・紛争解 決措置 | ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部事務企画課(9時～17時、電話:0120-011-755(フリーダイヤル)または03-3603-0181(本部代表電話))にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電 |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部事務企画課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> |
| <p>13. その他参考となる事項</p> | <p>■ 公共料金・クレジットカード等の自動支払いおよび給与・年金・配当金公社債元利金等の自動受取りがご利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この預金は、「当座勘定規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 |
| <p>14. 預金保険の付保</p> | <p>■ 預金保険制度の付保対象預金です。当座預金(「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」といった三条件を満たすもの)は全額保護されます。</p> |